

第1編

計画の策定にあたって

第1編 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国の合計特殊出生率は近年急激に低下し、平成17年には1.26まで落ち込みました。その後ゆるやかに上昇し、平成27年には1.45まで持ち直したものの、引き続き低い水準で推移しています。急速な少子化の進行に伴う少子高齢化によって、労働力の減少や地域社会の活力低下、社会保障費の負担増大に加え、子供同士のふれあいの減少から自主性や社会性が育ちにくくなるといった、様々な影響が懸念されています。

そうした中、国では平成元年の「1.57ショック」を契機に少子化を問題と認識し、平成6年に国や地方自治体だけでなく企業や地域社会を含む社会全体で子育てを支援していくことをねらいとした「エンゼルプラン」を策定、また、平成15年には地方自治体及び事業主が子育て支援に係る行動計画を策定・実施していくことを定めた「次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）」を制定して、より重点的に対策の推進に取り組むこととしました。続いて平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度（以下「新制度」という。）が平成27年度から施行されました。また、平成28年6月に児童福祉法が改正され、子供が保護の対象から権利の主体へと法の理念が大きく変わりました。

本市においては、次世代法に基づき「西宮市次世代育成支援行動計画（以下「次世代計画」という。）」を策定し、前期計画（平成17年度～平成21年度）、後期計画（平成22年度～平成26年度）を通じて、世帯の小規模化やそれに伴う子育てに不安を抱える保護者への対応、保育所等待機児童対策や子供の安全確保等、本市における諸問題や課題に対し、総合的・一体的な施策の展開を図ってきました。さらに新制度のスタートに伴い、「西宮市子ども・子育て会議」を立ち上げ、有識者や子育て当事者、子育て支援当事者等と共に、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする「西宮市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）」を策定しました。事業計画は、潜在ニーズを含め地域の保育需要等を踏まえた各種子育て支援事業の需給計画であり、保育の量的拡充と質の向上等を目的としています。

次世代法が平成27年4月から10年間延長され次世代計画の策定が任意とされたことから、本市では次世代計画後期計画を延長し、事業計画と並行して施策にあたってきました。

この度、平成29年度の事業計画の中間見直しに合わせて2つの計画を統合し、平成36年度までの市の子育て支援施策及び事業の方向性や目標等を示す新しい計画を策定するものです。

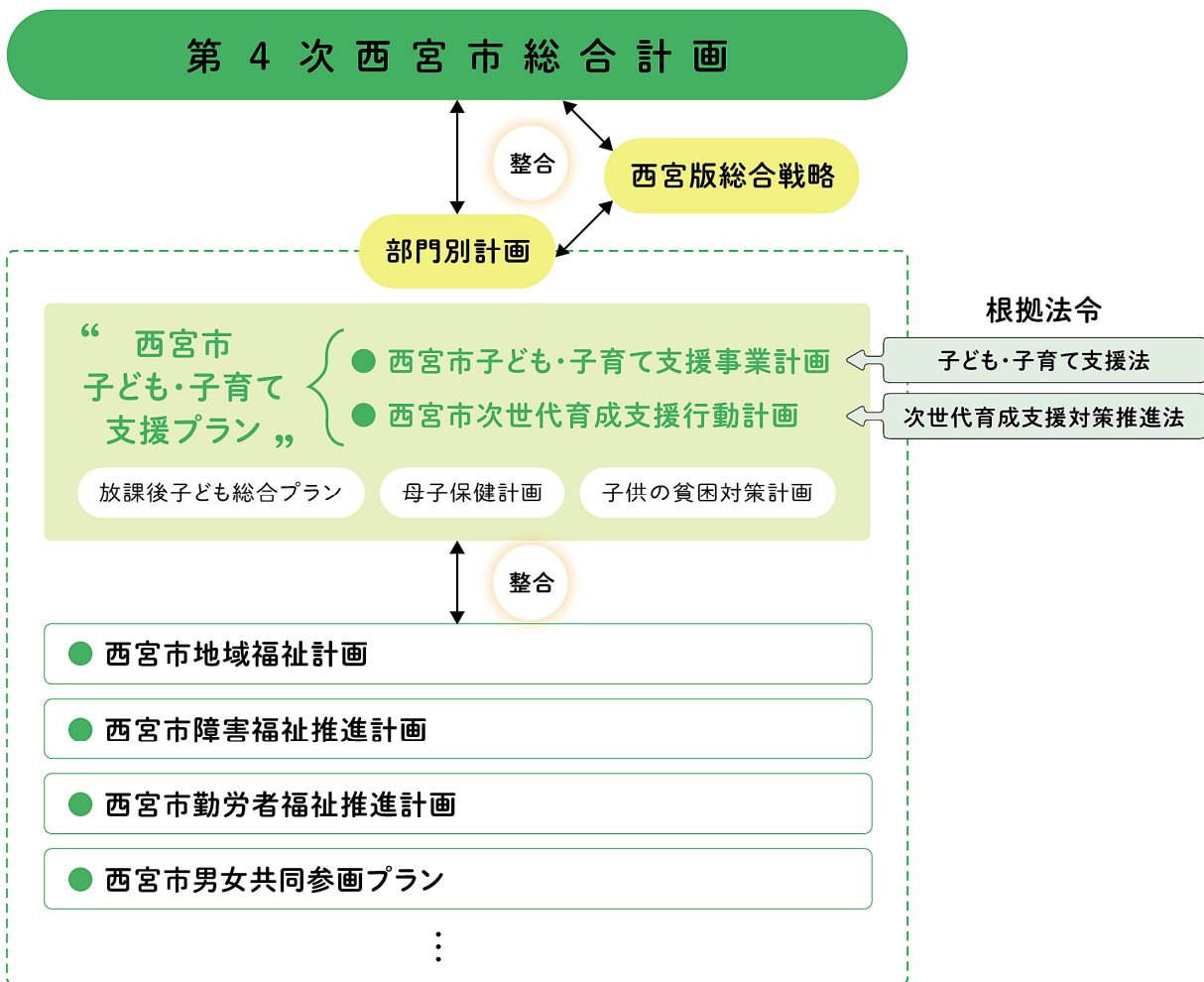


2. 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく事業計画（法定計画）及び「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく市町村行動計画（任意計画）として策定します。

策定にあたっては、国の策定指針及び本市の現状と課題に基づき、「西宮市幼児期の教育・保育審議会」からの答申※₁、「西宮市子ども・子育て会議」での意見、次世代計画の評価などを踏まえました。

また、本市の最上位計画である「第 4 次西宮市総合計画」及び平成 30 年度に策定する「第 5 次西宮市総合計画」※₂の部門別計画とし、「西宮版総合戦略」や各部門別計画との整合を図るとともに、「放課後子ども総合プラン」や「母子保健計画」、「子供の貧困対策計画」を包含するものとします。



※ 1 幼稚園と保育所、公立と私立、家庭と地域における子育ての役割について等の 6 つの諮問項目について、平成 22 年 7 月から 3 か年にわたり審議を行った

※ 2 本市の長期的なまちづくりの基本的方向と事業、施策を総合的、体系的に示し、市政の指針となる市の最上位計画で、第 4 次西宮市総合計画の計画期間は平成 21 年度～平成 30 年度、第 5 次西宮市総合計画の計画期間は平成 31 年度～平成 40 年度

3. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「西宮市子ども・子育て会議」及び「西宮市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」において審議を行い、計画内容の検討を行いました。

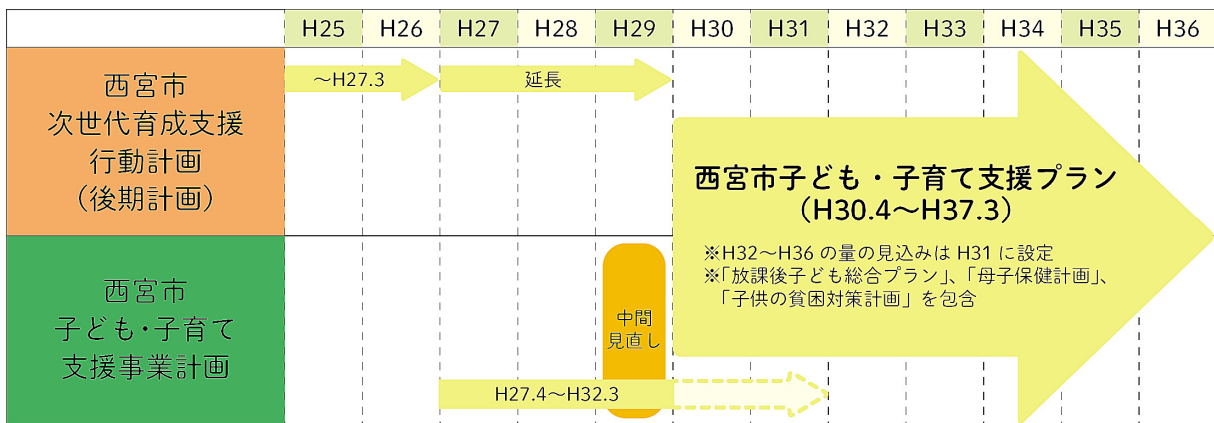
また、平成 28 年 9 月に「西宮市子ども・子育て支援のためのアンケート」を実施し、子育てに係る課題やニーズの把握に努めるとともに、計画素案の立案に際してパブリックコメントを実施し、市民の皆さまからのご意見を募りました。

4. 計画の対象・期間

本計画の対象は、市内に住む概ね 18 歳未満の全ての子供とその家族、地域住民、事業者とします。本計画の期間は、平成 30 年度から平成 36 年度までの 7 年間とします。

また、計画策定に合わせて、計画値と実績値の乖離が大きかった「教育・保育」の平成 30 年度、平成 31 年度の量の見込みの見直しを図り、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みについては据え置くこととします。

事業計画の第 2 期にあたる平成 32 年度から平成 36 年度までの「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みについては、平成 31 年度に設定します。



5. 計画の進捗管理

本計画に基づく事業の実施状況等については、「西宮市子ども・子育て会議」で進捗状況を報告し、第三者的な立場から評価、意見、提言を受け、PDCA サイクルに基づいた計画の着実な推進を図っていきます。

また、計画の進捗状況については、毎年、現状把握を行うとともに、その結果を市のホームページで公表します。量の見込みや確保方策等を見直す必要が生じた場合には、適宜見直しを実施します。



～ 子ども・子育て支援新制度の概要 ～

幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に公布され、平成27年4月から新たな子育て支援の仕組みが施行されています。

(1) 施設型給付と地域型保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所への「施設型給付」と小規模保育事業等への「地域型保育給付」が創設され、従来、別々に行われていた財政支援の仕組みが共通化されました。



※新制度に移行し施設型給付の対象となる幼稚園と、新制度に移行せず、従来の私学助成を受ける幼稚園に分かれる

(2) 支給認定制度

認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業を利用する子供については、次の3つの認定区分が設けられ、市町村が、保育の必要性の有無等の客観的基準に基づき認定し、認定区分に基づく給付を支給する仕組みとなっています（給付は施設・事業者が代理受領します）。

認 定 区 分	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
<u>1号認定（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号）</u> 満3歳以上（2号認定を除く）の就学前子供	認定こども園 幼 稚 園
<u>2号認定（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号）</u> 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子供	認定こども園 保 育 所
<u>3号認定（子ども・子育て支援法第19条第1項第3号）</u> 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子供	認定こども園 保 育 所 地域型保育事業

(3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）や放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成センター）などの13の事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて推進していくこととなりました。

事業の名称	本市における事業の名称等	該当ページ
利用者支援事業	利用者支援事業（基本型、特定型、母子保健型）	p. 38, 55, 63
時間外保育事業	延長保育事業	p. 38
実費徴収に係る補足給付を行う事業	西宮市特定教育・保育施設等の実費徴収に係る補足給付支給事業	p. 107
多様な主体の参入促進事業	地域型保育事業への巡回支援事業 認定こども園への特別支援教育・保育経費補助事業	p. 91 p. 97
放課後児童健全育成事業	留守家庭児童育成センター	p. 42
子育て短期支援事業	子育て家庭ショートステイ事業	p. 105
乳児家庭全戸訪問事業	健やか赤ちゃん訪問事業	p. 57
養育支援訪問事業等	育児支援家庭訪問事業 西宮市要保護児童対策協議会	p. 58 p. 109
地域子育て支援拠点事業	子育てひろば	p. 63
一時預かり事業	保育所等の一時預かり事業 幼稚園の預かり保育事業	p. 64 p. 38
病児保育事業	施設型病児保育 訪問型病児・病後児保育利用料金助成	p. 38
子育て援助活動支援事業	にしのみやしファミリー・サポート・センター事業	p. 64
妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健康診査費用助成事業	p. 56



第2編

子ども・子育てを取り巻く

本市の現状





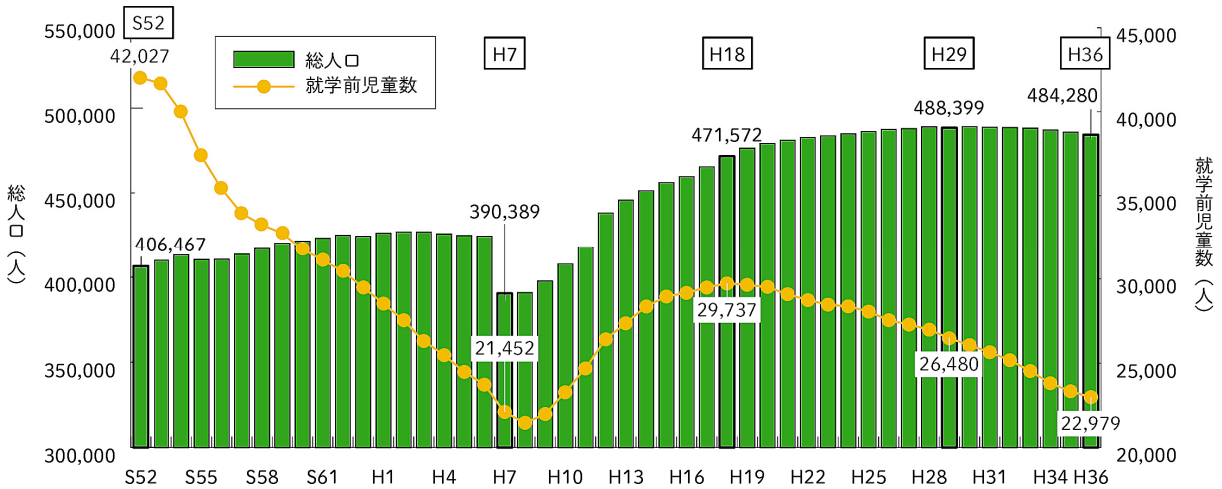
第2編 子ども・子育てを取り巻く本市の現状

1. 人口の動向

(1) 人口の推移と将来予測

本市の人口は、平成29年で488,399人となっています。今後、平成32年までほぼ横ばいで推移しますが、その後はゆるやかな減少傾向と予測されます。また、就学前児童数（0～5歳児）については、平成18年をピークに減少し、平成29年で26,480人となりました。平成36年には約23,000人まで減少すると見込まれます。

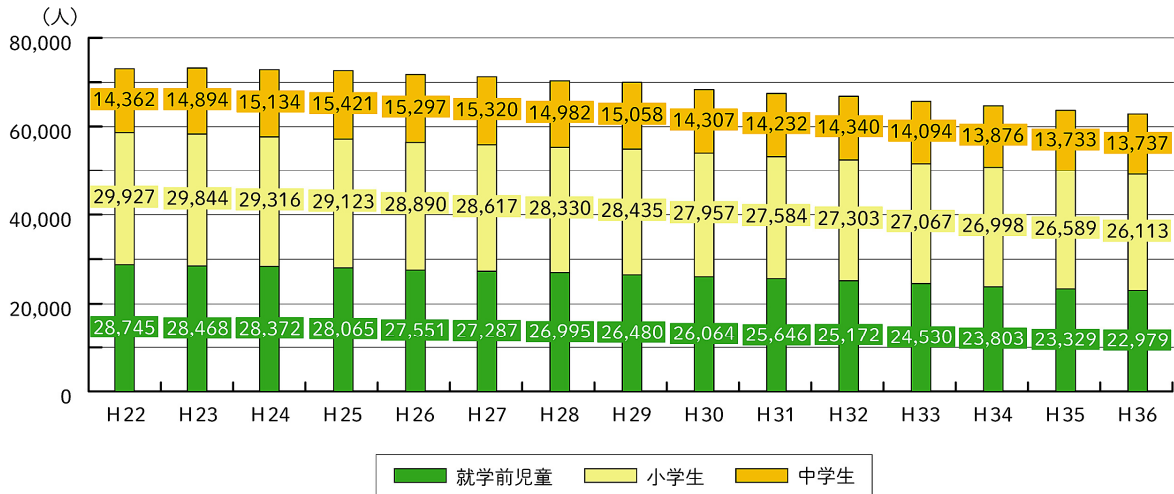
図表 2-1 総人口と就学前児童数の推移と将来予測



資料：総人口「西宮の統計」（平成29年まで、10/1時点）、「政策局資料」（平成30年以降、10/1時点）、
就学前児童数「教育委員会資料」（平成29年まで、4/1時点）、「政策局資料」（平成30年以降、10/1時点）

本市の児童生徒数の推移と将来予測をみると、就学前児童と同様に小学生、中学生とも、今後は減少傾向となっています。

図表 2-2 児童生徒数の推移と将来予測

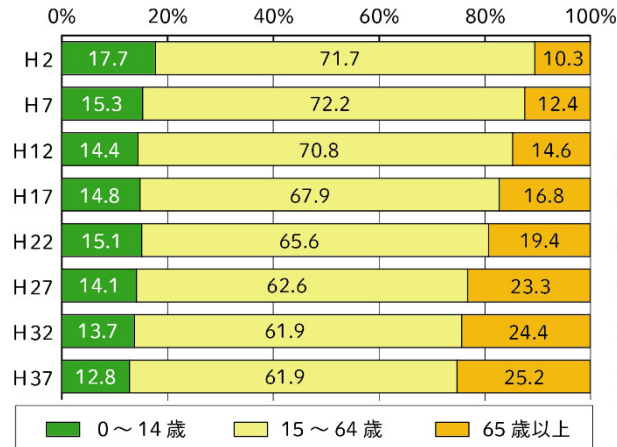


資料：児童生徒数「教育委員会資料」（平成29年まで、4/1時点）、「政策局資料」（平成30年以降、10/1時点）

(2) 人口構造

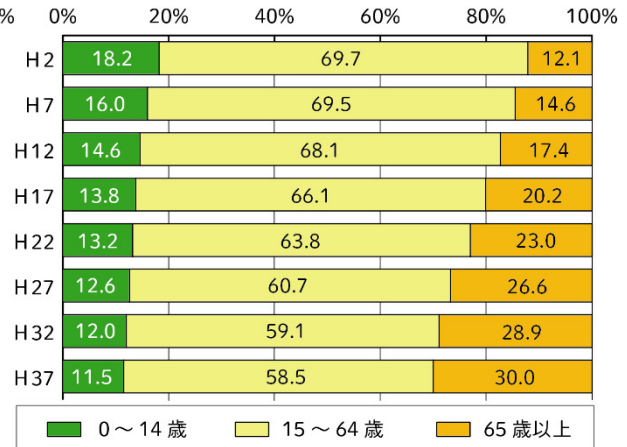
本市の年齢別の人口の推移をみると、0～14歳の人口割合の減少スピードは全国平均と比較すると遅く、平成7年から平成27年までほぼ横ばいの状態です。しかし、65歳以上の人口割合は年々増加しており、全国平均と同様に高齢化が進んでいます。

図表 2-3 年齢別の人口割合の推移（西宮市）



資料：「国勢調査」（平成27年まで）
「政策局資料」（平成32年以降、10/1時点）

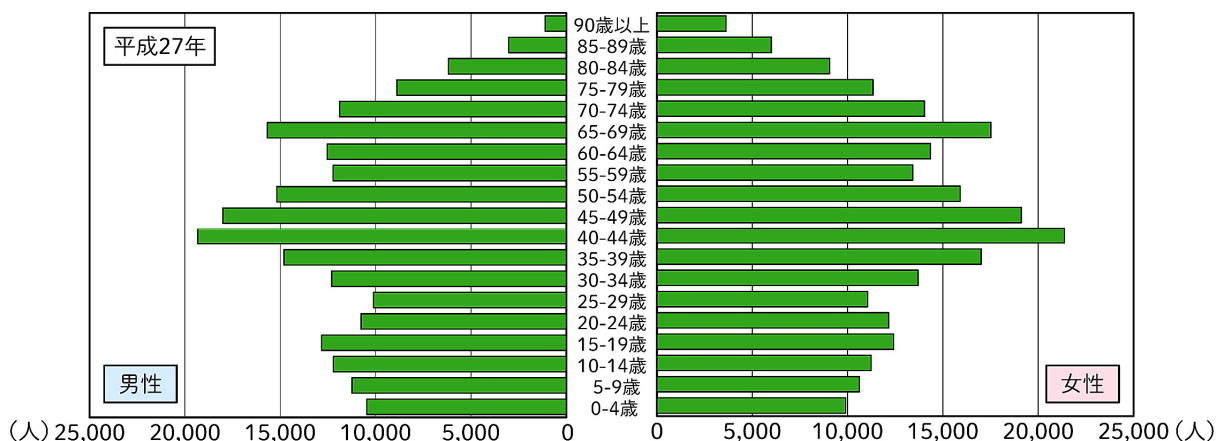
図表 2-4 年齢別の人口割合の推移（全国）



資料：「国勢調査」（平成27年まで）
「国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来人口推計（平成29年推計）』（平成32年以降、10/1時点）

年齢別の人口構成をみると、男女共に40歳から49歳まで（昭和41年～50年生まれ）が多く、団塊の世代を上回っている状況です。これは震災後、この世代が多く転入したことなどによるもので、西宮市特有の人口構造となっています。

図表 2-5 年齢別人口構成（西宮市）

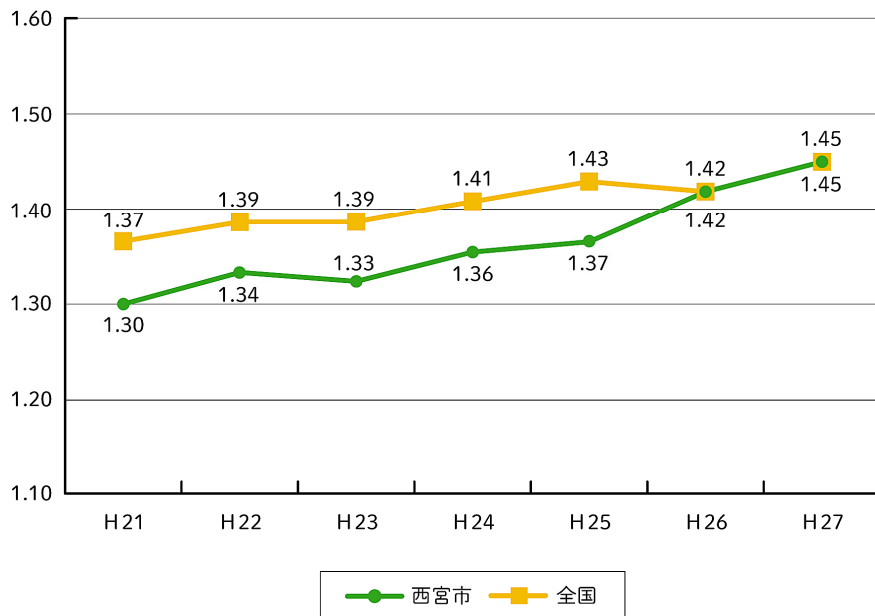


資料：「国勢調査（年齢不詳を除く）」

(3) 出生の動向

本市の合計特殊出生率は微増傾向にあり、平成 25 年度までは全国を下回っていましたが、平成 26 年度以降は全国平均と同程度となっています。

図表 2-6 合計特殊出生率の推移

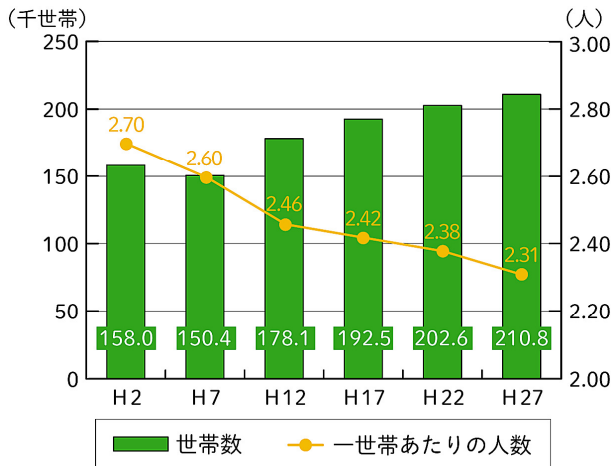


資料：西宮市「健康福祉局資料」、全国「人口動態統計（厚生労働省）」

(4) 世帯（家族）や就労の状況

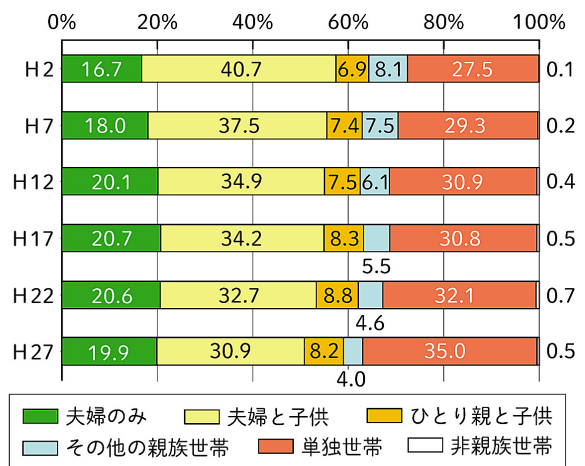
本市の世帯数と一世帯あたりの人数をみると、世帯数は年々増加している一方で、一世帯あたりの人数は年々減少しています。また、本市の世帯の家庭類型別割合をみると、ひとり親と子供、単独世帯は増加傾向となっています。

図表 2-7 世帯数と一世帯あたりの人数



資料：「国勢調査」

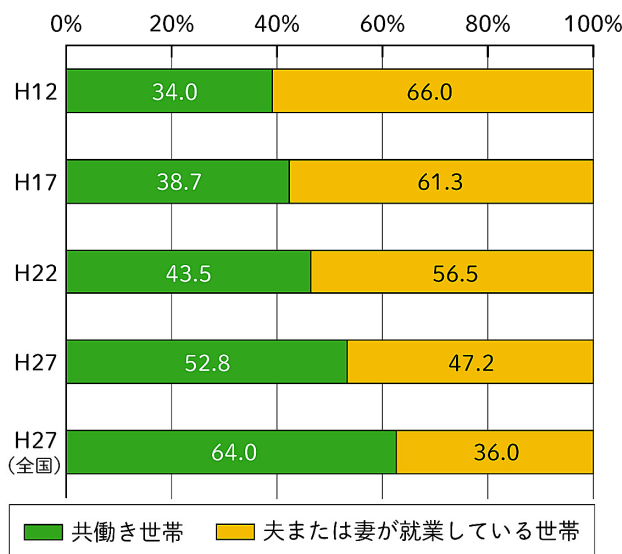
図表 2-8 世帯の家庭類型別割合



資料：「国勢調査」

子供（18歳未満）のいる夫婦世帯の就業状況の推移をみると、共働き世帯の割合は年々、増加傾向にあり平成27年度の国勢調査では50%を超えましたが、全国平均よりは低い状況にあります。

図表 2-9 子供（18歳未満）のいる夫婦世帯の就業状況



資料：「国勢調査（夫婦共に就業していない世帯を除く）」

2. 子ども・子育て支援のためのアンケート結果

【調査の名称】 西宮市子ども・子育て支援のためのアンケート

【調査対象】 就学前児童：平成28年8月現在、西宮市に住んでいる就学前児童の保護者から無作為に抽出

小学生：平成28年8月現在、西宮市に住んでいる小学生の保護者から無作為に抽出

【調査期間】 平成28年9月9日～9月23日

【調査方法】 調査票による本人記入方式、郵送配布・郵送回収による郵送調査法

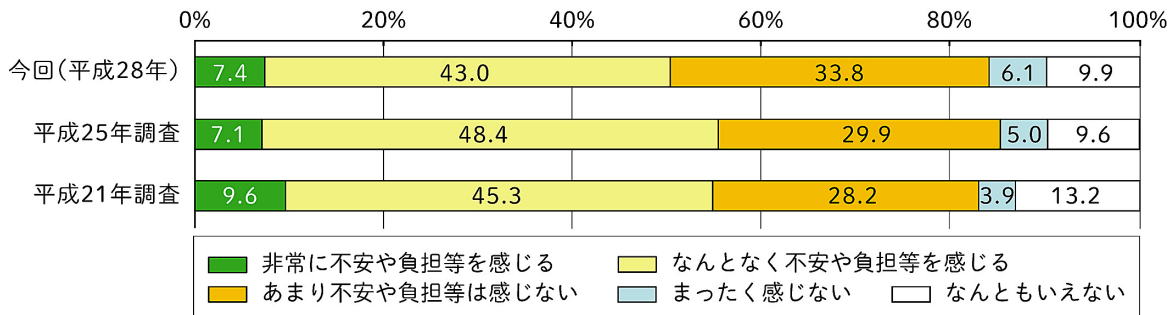
【調査結果】

調査対象	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	5,316	3,458	65.0%
小学生	2,164	1,214	56.1%
合計	7,480	4,672	62.5%

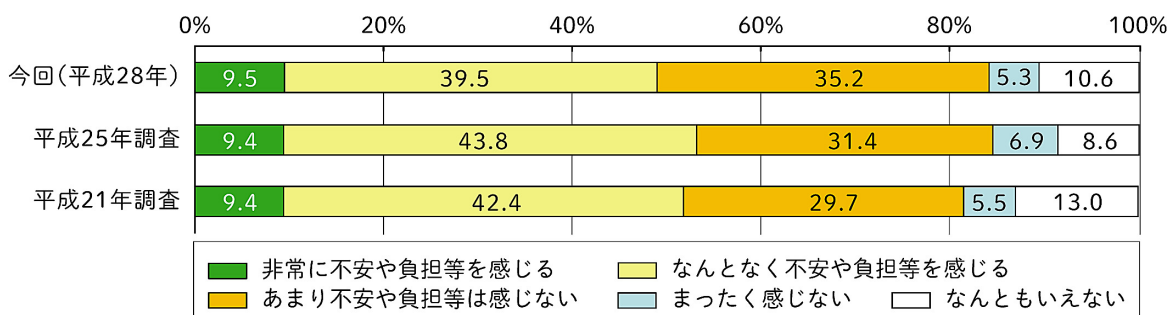
(1) 子育ての不安や負担等

子育てに関して不安や負担等を感じるかについて、就学前では『感じる』（「非常に不安や負担等を感じる」と「なんとなく不安や負担等を感じる」の合計）が今回調査で50.4%となっており、平成25年調査の55.5%、平成21年調査の54.9%を下回っています。小学生も同様に『感じる』が今回調査で49.0%となっており、平成25年調査の53.2%、平成21年調査の51.8%を下回っています。

図表 2-10 子育てに関する不安や負担等を感じるか（就学前）



図表 2-11 子育てに関する不安や負担等を感じるか（小学生）



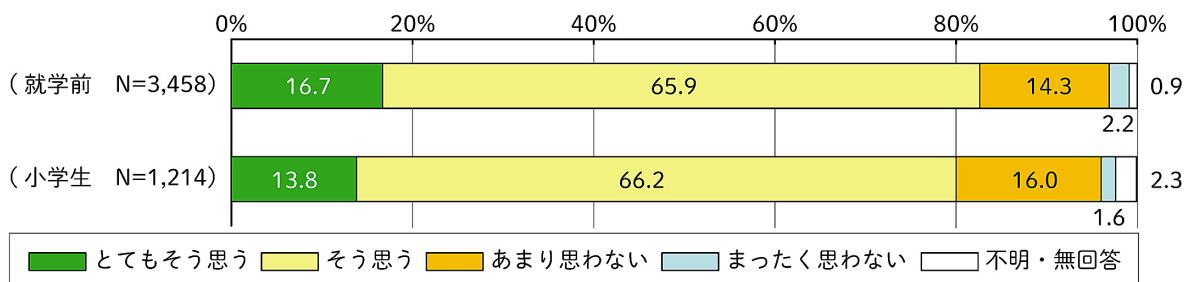
(2) 子育て全般

子供にとって住みやすいと思うかについては、『思う』（「とても思う」と「思う」の合計）が就学前では82.6%、小学生では80.0%といずれも8割を超えて高くなっています。

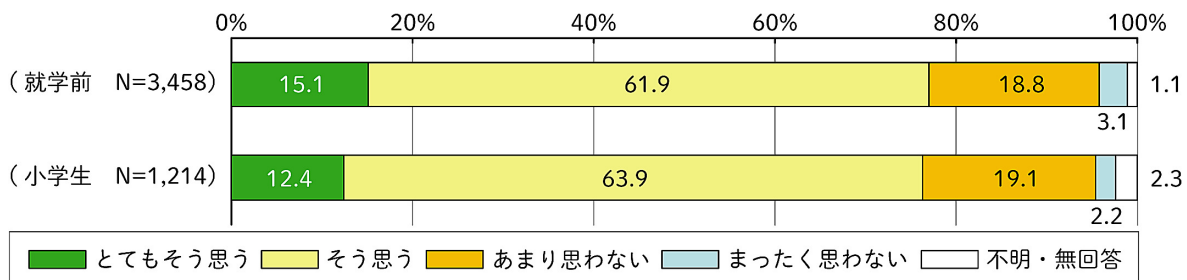
子育てしやすいまちだと感じるかについては、『思う』（「とても思う」と「思う」の合計）が就学前では77.0%、小学生では76.3%といずれも7割を超えて高くなっています。

子育て支援でもっと力を入れてほしいことについて、就学前では「子育てに係る経済的負担の支援」が55.6%、「安心して遊べる場や公園の整備」が43.8%、「出産後に安心して就職・復職できるための保育所の確保」が41.4%で高くなっており、小学生では「子供が安心して遊べる場所づくり」が63.4%、「子供への犯罪を防ぐ対策」が42.5%、「子供が事故にあわないための安全な環境」が40.4%で高くなっています。

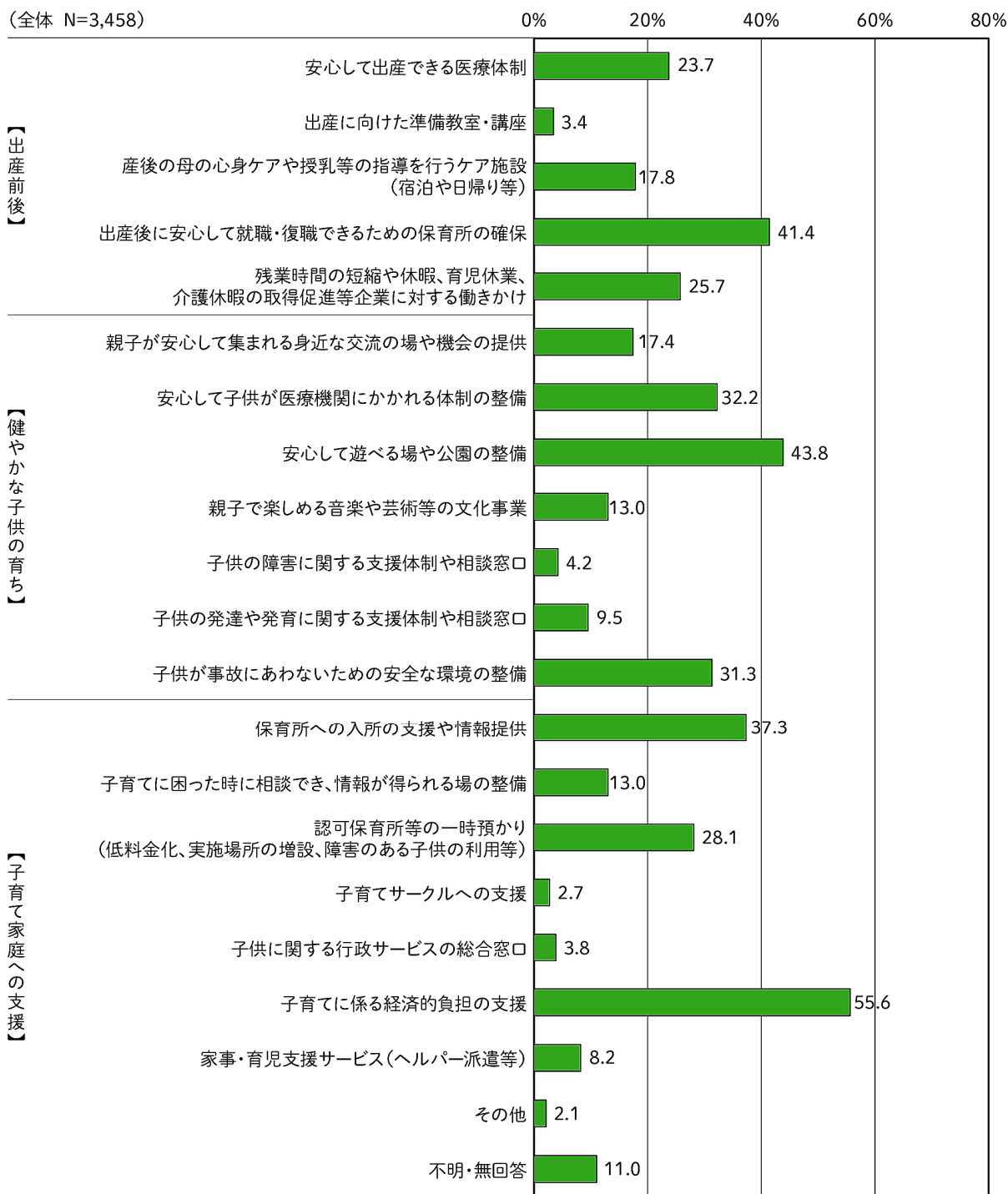
図表 2-12 子供にとって住みやすいと思うか



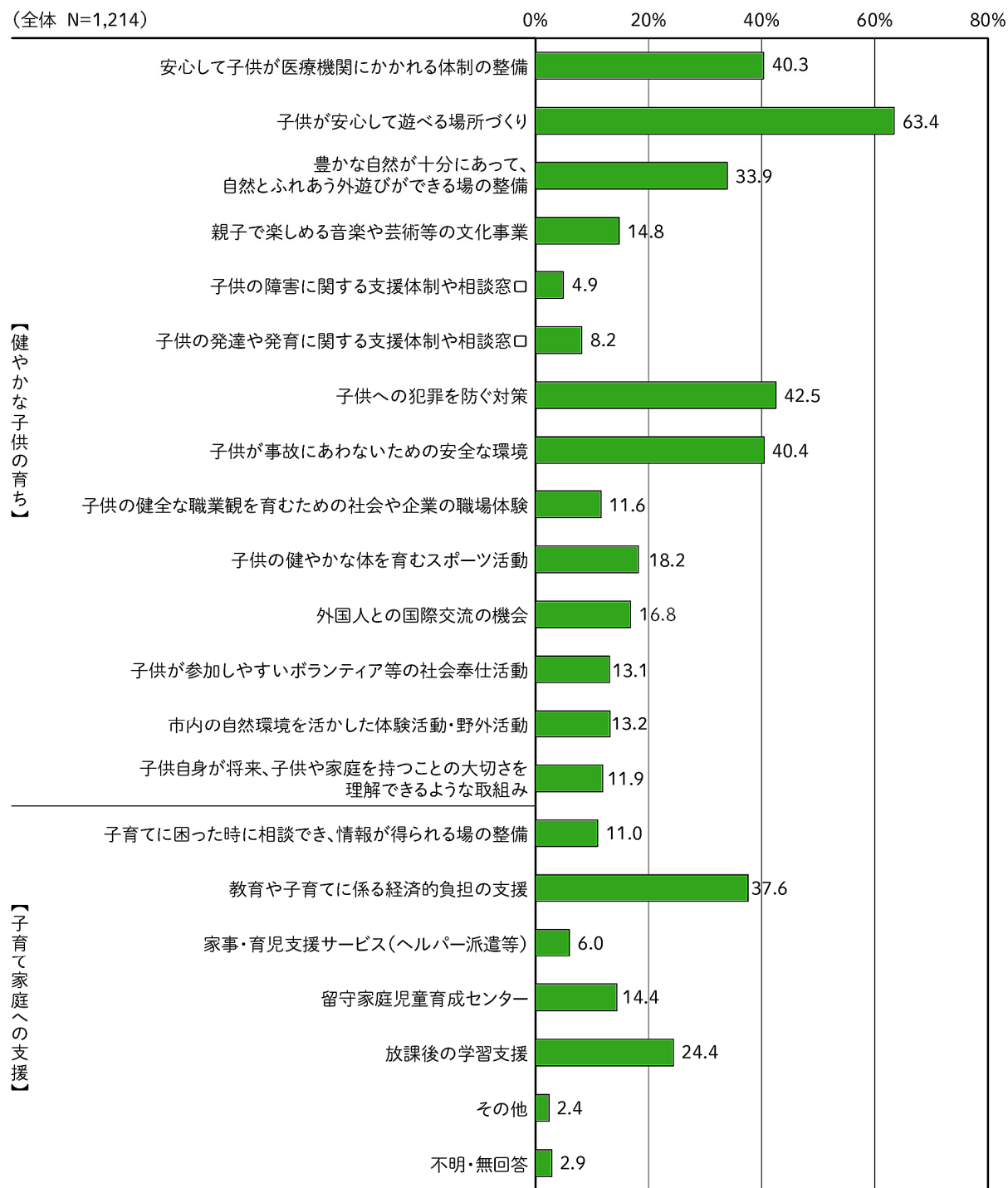
図表 2-13 子育てしやすいまちだと感じるか



図表 2-14 子育て支援でもっと力を入れてほしいこと（就学前）



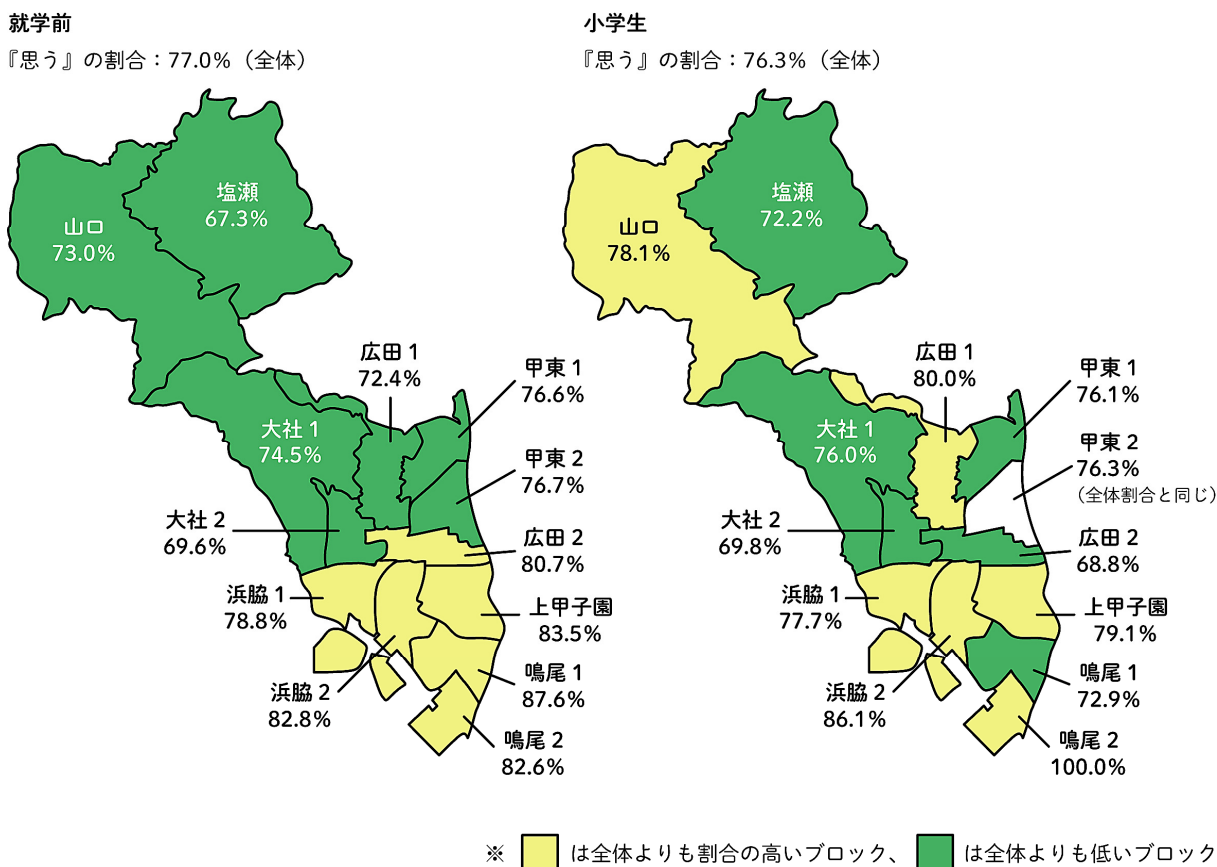
図表 2-15 子育て支援でもっと力を入れてほしいこと（小学生）



(3) 地区別の状況

「図表 2-13 子育てしやすいまちだと感じるか」を小ブロック別にみると、就学前では「広田 2」「浜脇 1」「浜脇 2」「上甲子園」「鳴尾 1」「鳴尾 2」で『思う』の割合が高くなっています。小学生では「山口」「広田 1」「浜脇 1」「浜脇 2」「上甲子園」「鳴尾 2」で『思う』の割合が高くなっています。

図表 2-16 子育てしやすいまちだと感じるか（小ブロック別）



小ブロック	小学校区			
浜脇 1	浜脇	西宮浜	香櫨園	用海
浜脇 2	津門	今津	南甲子園	
鳴尾 1	鳴尾	甲子園浜	鳴尾東	
鳴尾 2	高須	高須西		
上甲子園	上甲子園	春風	鳴尾北	小松
大社 1	夙川	北夙川	苦楽園	甲陽園
大社 2	安井	大社	神原	
広田 1	広田	上ヶ原	上ヶ原南	
広田 2	平木	瓦木	深津	
甲東 1	甲東	段上	段上西	
甲東 2	樋ノ口	高木	高木北	瓦林
山口	山口	北六甲台		
塩瀬	名塩	東山台	生瀬	

3. 子育て世帯の経済状況と生活実態に関する調査結果

【調査の名称】 西宮市子育て世帯の経済状況と生活実態に関する調査

【調査対象】 小学生：平成28年8月現在、西宮市に住んでいる小学5年生とその保護者から無作為に抽出

中学生：平成28年8月現在、西宮市に住んでいる中学2年生とその保護者から無作為に抽出

【調査期間】 平成28年9月12日～10月26日

【調査方法】 調査票による本人記入方式、郵送配布・郵送回収による郵送調査法

【調査結果】

調査対象	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
小学生	子供：2,500 保護者：2,500	子供：1,463	58.5%
		保護者：1,465	58.6%
		親子ペア：1,463	58.5%
中学生	子供：2,500 保護者：2,500	子供：1,334	53.4%
		保護者：1,340	53.6%
		親子ペア：1,334	53.4%
合計	子供：5,000 保護者：5,000	子供：2,797 保護者：2,805 親子ペア：2,797	55.9% 56.1% 55.9%

【分析の視点】

●相対的貧困世帯

等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分を相対的貧困水準とする国民生活基礎調査の定義に基づき、世帯収入が相対的貧困水準以下の世帯

●生活困難世帯

①生活必需品の非所有、②ライフライン関連費用の支払困難経験、③生活必需品の購入困難経験のいずれかに該当する相対的貧困世帯以外の世帯

●生活困難ではない世帯

相対的貧困世帯及び生活困難世帯の定義に関わる質問の全てに回答し、かついずれの定義にも当てはまらない世帯

世帯類型	小学生世帯	中学生世帯
相対的貧困世帯	101世帯（6.9%）	89世帯（6.7%）
生活困難世帯	181世帯（12.4%）	159世帯（11.9%）
生活困難ではない世帯	1,046世帯（71.5%）	921世帯（69.0%）
その他世帯※	135世帯（9.2%）	165世帯（12.4%）

※相対的貧困世帯及び生活困難世帯の定義に関する質問のいずれかに無回答があった世帯

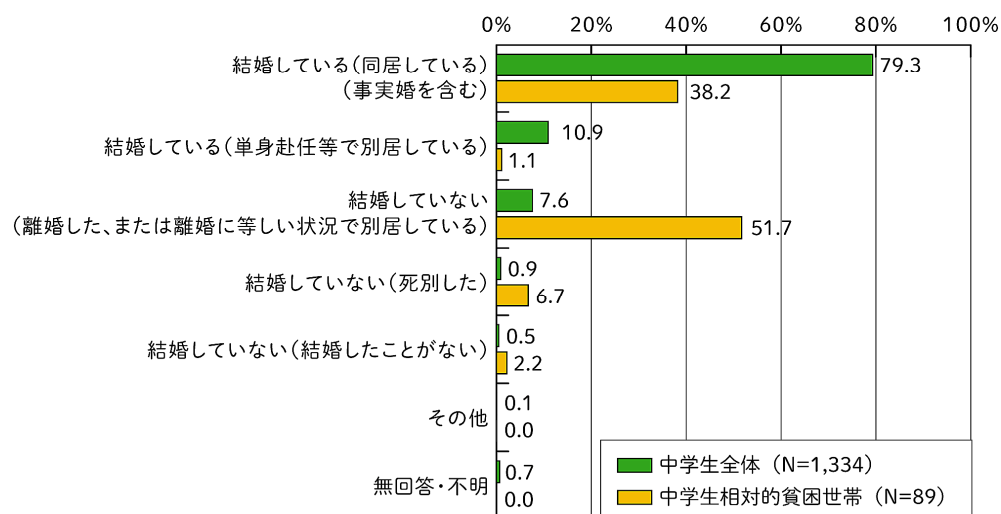
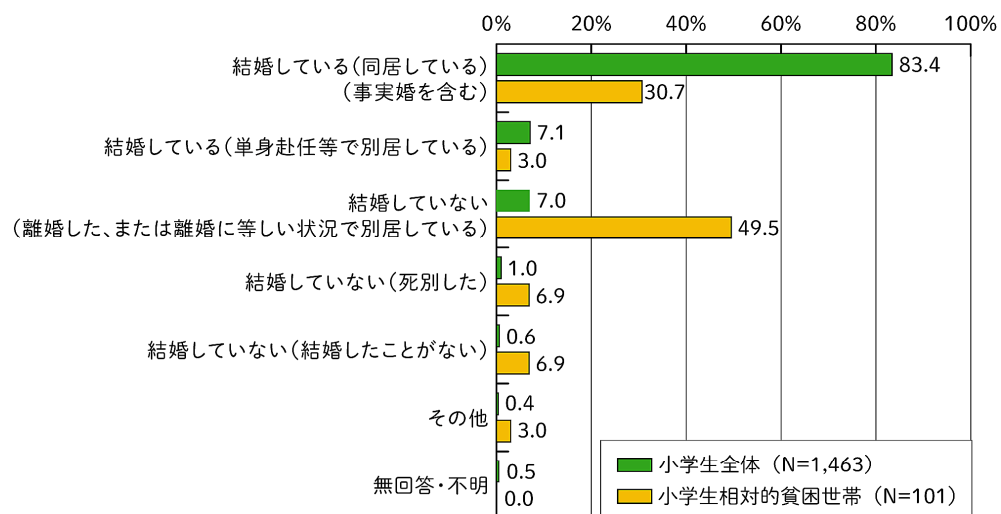


(1) 保護者の婚姻の状況

小学生、中学生共に「結婚している」と回答している保護者は全体では約9割ですが、相対的貧困世帯では3～4割にとどまっています。

一方、相対的貧困世帯の約6割が「結婚していない」と回答しています。相対的貧困世帯に占める母子世帯（回答者が「母親」かつ婚姻状況が「結婚していない」）の割合は、小学生59.4%、中学生58.4%、父子世帯（回答者が「父親」かつ婚姻状況が「結婚していない」）の割合は小学生2.0%、中学生0%でした。

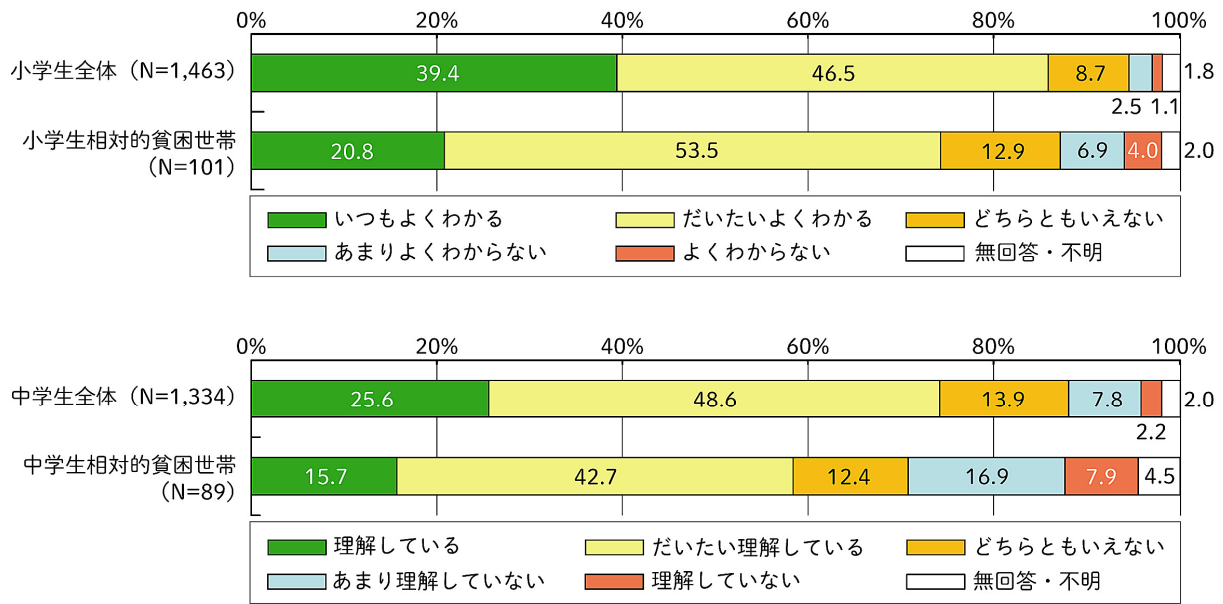
図表 2-17 保護者の婚姻の状況（全体と相対的貧困世帯の比較）



(2) 学校の授業について

小学生、中学生共に相対的貧困世帯では、「いつもよくわかる」、「理解している」の回答が全体よりも低くなっており、家庭の経済状況と子供の学力との間に強い関連があることがうかがえます。

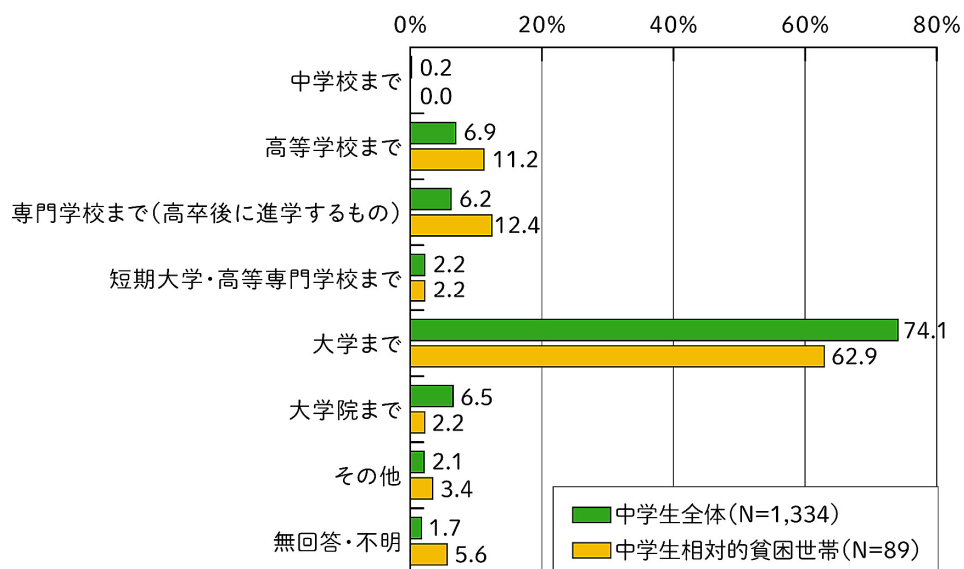
図表 2-18 学校の授業がよくわかりますか（どのくらい理解していますか）



(3) 進学意欲について

相対的貧困世帯の6割以上が、大学への進学を希望しています。

図表 2-19 将来どれくらいまで進学したいと思いますか（中学生）



(4) 保護者の教育重視の姿勢と子供の自尊感情

相対的貧困世帯と生活困難世帯において、保護者の教育重視姿勢※₁と子供の自尊感情には関連が見られました。特に中学生においてはその傾向が顕著であり、経済的に困難な世帯であっても、保護者の教育姿勢が高い家庭の子供は、生活困難ではない世帯の子供と比べて、自尊感情※₂が高くなっています。

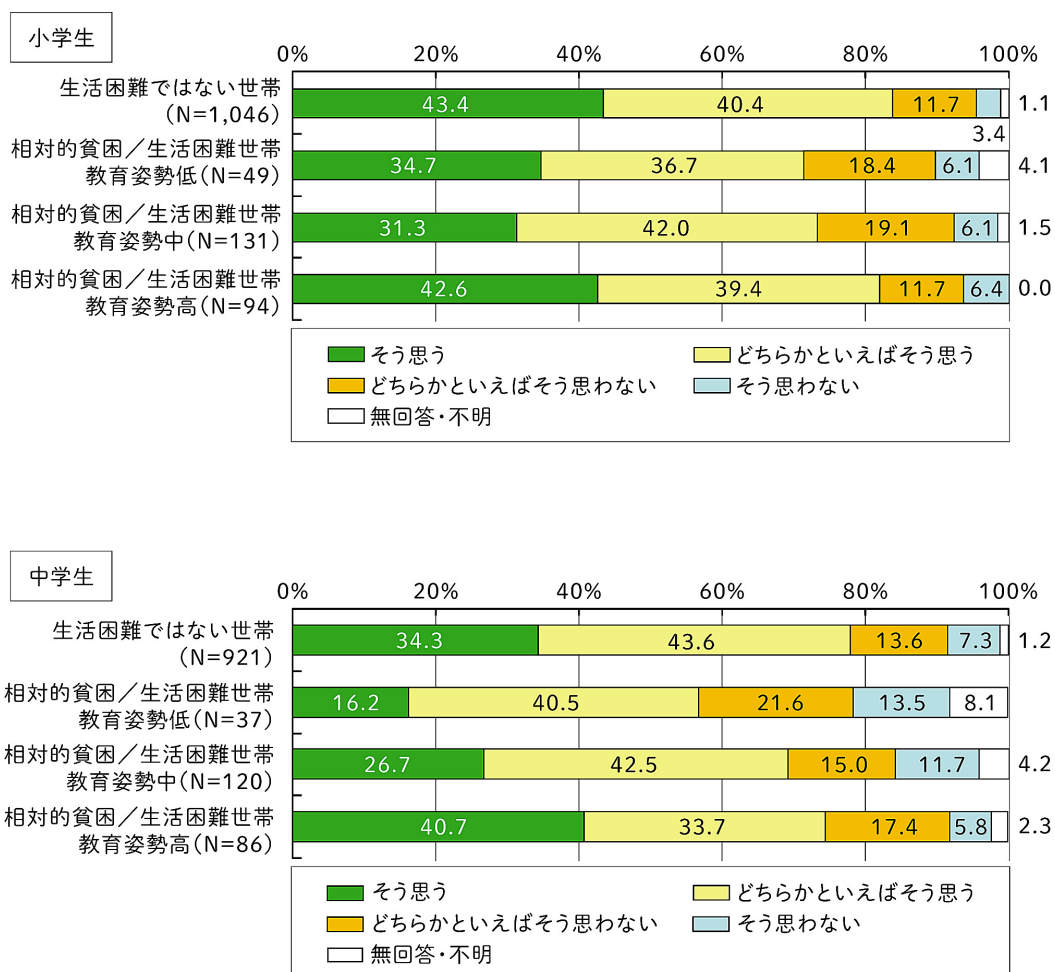
※1 保護者の教育重視の姿勢

保護者が「学歴が低いと将来希望する職業につけない」、「他のことを我慢しても子供の教育にお金をかけた方がよい」、「勉強することでいろいろな考えを身につけることができる」、「努力すれば夢や希望は実現する」、「子供には一生懸命勉強してほしい」のそれぞれについて、「そう思う」と回答したものを3点、「どちらかといえばそう思う」を2点、「どちらかといえばそう思わない」を1点、「そう思わない」を0点とし、合計得点が13点以上を高、10～12点を中、9点以下を低とした

※2 子供の自尊感情の高さ

「自分にはよいところがあると思う」という問いに対して「そう思う」と回答した割合

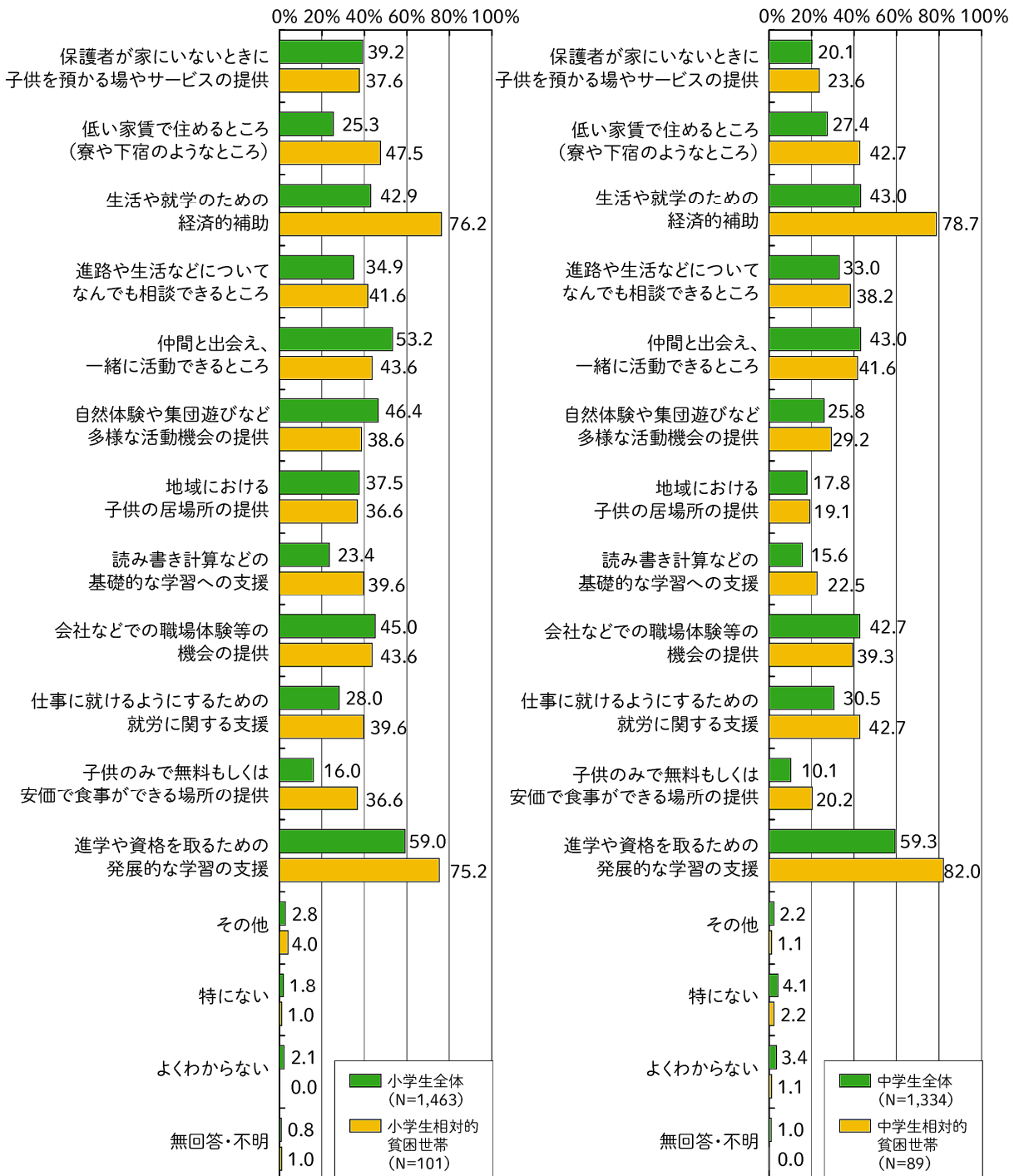
図表 2-20 あなたは、自分のことについてどう思いますか／「自分にはよいところがあると思う」



(5) 必要な支援

子供にとって現在又は将来的に必要な支援について、相対的貧困世帯では、「生活や就学のための経済的補助」、「進学や資格を取るための発展的な学習の支援」が最も高くなっています。

図表 2-21 お子さんにとって、現在又は将来的に、どのような支援があるとよいと思いますか



第3編

計画の基本的な考え方





第3編 計画の基本的な考え方

1. 基本理念（めざすべき姿）

基本理念

子供が輝くまち・人にやさしいまち にしのみやへ
～ 子育てするなら 西宮 ～

2. 基本的な視点（大切にしたい思い）

本計画の策定にあたり、西宮市子ども・子育て支援事業計画及び西宮市次世代育成支援行動計画で定めた基本理念や基本的な視点を引継ぎ、また西宮市子ども・子育て会議やアンケート結果などにおける様々な意見を踏まえ、保護者のニーズばかりに目を向けるのではなく、“子供中心に考える”といった子供の視点に立った取組みを進めていくという観点で、子育て支援に関する4つの基本的な考え方を決めました。

（1）すべての子供が健やかに成長する社会をめざします

しっかりとした愛着形成がなされ、豊かな自然環境・文化的環境など周囲の環境と関わり合う中で、協調性・夢・希望を育み、出会いを喜び、感謝の気持ちを持って、主体的に生きていく力を培います。

（2）すべての子供の幸せを第一に考えます

社会の希望であり、未来をつくる存在である子供が自身の幸せを実感できるよう、すべての子供の幸せを第一に考えたまちづくりを進めます。
また、子供の権利や利益を尊重し、乳幼児期から青年期における個々の成長・発達に応じた育ちや個性を踏まえた取組みを進めていきます。



(3) 子育てが楽しく思えるまちをめざします

子育て家庭の精神的な不安、肉体的・経済的な負担、子育てと仕事の両立の大変さ、孤立感など、子育てを取り巻く不安や負担を理解した上で、それぞれの家庭のニーズにあった支援を行い、子育てをすることが楽しく思えるまちをめざします。

(4) まち全体で子供を育みます

保護者が子育てを第一義的に担うことを踏まえ、多様な家庭形態に配慮しつつ、子供の成長を共に喜び、安心して子育てができる環境づくりや子供の居場所づくりをまち全体で協力しながら進めていきます。

また、まちを構成している家庭、地域、学校、企業、行政などがそれぞれの役割をしっかりと果たし、連携するとともに、子供たち自身が参画する機会をつくり、まち全体で子供を育みます。

3. 本計画の推進にあたって（市の考え方）

本計画は、子供やその家庭が直面する課題について、部局を越えて検討し、課題に対応するための施策の方向性や目標を定めたもので、学童期以降の教育・子供施策の礎として定めた西宮市教育大綱とともに、本市の子育て支援施策の指針となるものです。

子供は、乳幼児期において、しっかりと愛着形成がなされ、そこで築かれた他者への信頼感を基盤として成長・発達します。友達との関わりや遊びを通して工夫することや挑戦することを学び、協調性や社会性を養い、将来、最も求められる「主体的に生きていく力」を身につけていきます。

一方、近年、子育て家庭を取り巻く社会、経済状況は大きく変容し、子供たちの健やかな成長を家庭だけでなく行政の取組みを含め、まち全体で支援していくことが求められています。

このようなことから本計画では、今後、特に取組みが必要な8つの施策を重点施策と位置付けました。本計画に基づき、全ての子供が健全な成長と発達を保障され、同じスタートラインに立てるよう支援していくことをめざしてまいります。



4. 施策体系と重点施策の設定

本市における全ての子ども・子育て支援施策を「子供への支援」、「子育て家庭への支援」、「子育てしやすい社会づくり」の3つの施策分野に分類し、それぞれの分野において、本市の現状・課題、子ども・子育て会議等での意見、アンケート結果（p.15～p.24）を踏まえ、計画期間内（平成30年度～平成36年度）により重点的に取り組むべき施策を「重点施策」に位置付けます。

重点施策については、第4編（p.33～p.80）に記載し、その他の施策も含めた全ての子ども・子育て支援施策については、第5編（p.91～p.111）に記載しています。

